

日高川町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日高川町の資産を広告媒体として活用し、地域経済の活性化及び町の財源確保を図るため、民間企業等の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(個別の基準)

第2条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(広告媒体)

第3条 広告の掲載ができる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報日高川町
- (2) 町ホームページ
- (3) その他広告掲載が可能であると町長が認めるもの

(広告の要件等)

第4条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
- (2) 他のものを誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はその恐れのあるもの
- (4) 不当な差別等人権侵害又はその恐れのあるもの
- (5) 政治活動、政党活動及び公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はその恐れのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はその恐れのあるもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えたりするもの又は、その恐れのあるもの
- (8) 広告する商品とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
- (9) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ・ 性的感情を著しく刺激するもの
 - ・ 犯罪を著しく誘発する恐れのあるもの
 - ・ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (10) その他掲載広告として適当でないと町長が認めるもの

2 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示又は表現を含む広告は掲載しないものとする。

- (1) 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示
- (2) 消費者に誤認される恐れのある表示
- (3) 射幸心をあおる表現

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、期間、掲載料等については、別表のとおりとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表の金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額とする。

2 広告掲載料は、掲載の決定後町長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。

（広告掲載料の減免）

第7条 広告主が日高川町民又は、日高川町内に事業所を有する事業者の場合は、別表の広告掲載料の2分の1に相当する額を免除することができる。

（広告掲載料の還付）

第8条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、町長は広告主の責めによらない理由又は広告媒体の編集等の都合によって、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わない。

（広告の募集）

第9条 広報誌等により広告掲載希望者を公募する。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に原稿等を添え町長に提出しなければならない。

2 必要に応じて申込みの際に業務内容等がわかる書類の提示又は提出を求めることができる。

（広告掲載の決定等）

第11条 前条第1項の申込書を受理したときは、第3条及び別に定める基準に基づき、広告媒体を所管する課において審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 町長は、広告の内容・デザイン等が各種法令に違反しているあるいはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができるものとする。

（広告審査機関）

第13条 広告掲載の可否の決定をするにあたり疑義が生じた場合は、その可否を審査するため、日高川町広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は副町長を、委員は総務課長、企画政策課長、その他町長が必要と認める者をもって組織する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が職務を代理する。

4 事務局は、企画政策課に置く。

（会議）

第14条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿等の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主より、広告掲載取消申出書(様式第4号)をもって、正当な理由により広告掲載取消の申出があったとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3) 指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき

(4) 要綱に違反したとき

(5) その他町長が広告掲載について不相当と判断したとき

(細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表（第5条関連）

| 媒体 | 種類・大きさ | | 料金 |
|---------|----------------------------------|-----|---------------------|
| 広報 日高川町 | 横86mm×縦45.5mm | 2色刷 | 1ヶ月(号)につき 2,000円 |
| | ただし、隣り合う2枠の場合のサイズは横180mm×縦45.5mm | カラー | 1ヶ月(号)につき 5,000円 |
| 町ホームページ | 横180ピクセル×縦60ピクセル | | 1ヶ月につき 2,000円 |